

辻堂浄化センター汚泥処理施設包括的民間業務委託 事業者選定審査委員会審査要領

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 辻堂浄化センター汚泥処理施設包括的民間業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）で参加資格確認結果通知を受け、参加資格があることを確認された事業者であること。
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者であること。
- (3) 実施要領に基づき、適正に書類を作成した参加者であること。
- (4) 指定した予算の範囲内で行われた提案であること。

2 評価方法

- (1) 評価方法は、辻堂浄化センター汚泥処理施設包括的民間業務委託事業者選定審査委員（以下「審査委員」という。）によるプレゼンテーション審査、書類審査及び見積金額の評価点で構成される総合計得点で競うものとする。提出書類については次のとおりとする。

ア 参加表明書 (様式第1号)

イ 会社概要書 (様式第2号)

添付書類 法人登記事項証明書、決算書の写し、納税証明書、会社案内のパンフレット等

ウ 業務実績書 (様式第3号)

添付書類 実績を証明する書類（契約書・仕様書・要件定義書等）

エ 提案書 (様式第4号)

添付書類 辻堂浄化センター汚泥処理施設包括的民間業務委託（以下「委託」という。）を行うにあたり提案できる内容（災害発生時の協力体制や運転方法効率化による使用ユーティリティの削減等）をまとめた書類

オ 見積書 (様式第5号)

添付書類 見積内訳書

- (2) 総合計得点に対する得点の内訳割合は次のとおりとする。

ア プレゼンテーション審査の評価点合計の割合 40%

イ 書類審査の評価点合計の割合 30%

ウ 見積金額評価点の割合

30%

【計算式】

プレゼンテーション審査の評価点合計(総合計6,000点)
+書類審査の評価点(総合計4,500点)
+見積金額評価点(総合計4,500点)
=総合計得点(総合計15,000点)

3 評価手順

- (1) 「1 審査の対象となる事業者」に基づき提出書類を確認し審査対象となることの確認を行う。
- (2) 「4 書類審査の評価項目の設定」に基づき書類審査を行い、評価点を算出する。
- (3) 提出された見積書(様式第5号)の合算金額を「提案見積金額」とし、提案者の中でもっとも安価な提案見積金額を「提案者中最低見積金額」とする。

次の計算に基づき見積金額の評価点を算出する。

なお、計算された評価点に端数を生じた場合は、有効桁数を小数点第二位までとし、小数点第三位を切り捨てる。

【見積金額評価点の計算式】

提案者中最低見積金額 ÷ 提案見積金額 × 4,500点
= 見積り金額の評価点

- (4) 提出された提案書に基づき、プロポーザル参加者によるプレゼンテーションを開催し、ヒアリングを行う。
※提案書提出者が4者以上の場合は、提出された書類に基づき、書類審査の評価点及び見積金額評価点を合算した点数により、上位3者のみプレゼンテーションを実施できるものとし、それ以外の提出者のプレゼンテーションの実施は認めないものとする。なお、書類審査及び見積金額の評価が同点の場合については、書類審査の点数が高い提案書提出者を選出するものとする。
- (5) 各選考委員はプレゼンテーション実施後、「5 プレゼンテーション審査の評価項目の設定」に基づき、提案項目に対しての評価を行う。
次の計算に基づき提案書の評価点を算出する。

【プレゼンテーション審査の評価点の計算式】

各選考委員の評価点(持ち点1,000点) × 6名
= プレゼンテーション審査の評価点

※委員が欠席した場合は、各審査項目について出席した委員の平均点を加算するものとする。(小数点以下がある場合は小数点以下を四捨五入する。)

- (6) プレゼンテーション審査の評価点及び書類審査の評価点、見積金額評価点を合算した総合計得点を算出する。
- (7) 最高評価点となった提案者を優先交渉権者として選考する。ただし、最高評価点となった提案者について、市が設定する基準点（全審査項目の合計点の6割）を超えていない場合は当該提案者を優先交渉権者として認めない。
- (8) 市が設定する基準点（全審査項目の合計点の6割）を超えており、最高評価点と同点の場合、見積金額が安価な者から順に優先交渉権者とする。
- また最高評価点及び見積金額が同額の提案者がいる場合は、事業者選定審査委員会にて協議のうえ優先交渉権者を決定する。
- (9) 交渉により委託の契約が見送られた場合は次点者（市が設定する基準点（全審査項目の合計点の6割）を超えているものに限る）との交渉により委託の請負事業者を決定する。

4 書類審査の評価項目の設定

次のとおり評価項目を設定する。なお審査基準及び配点は非公開とする。

(1) 実績（過去5年の実績）

ア 辻堂浄化センター汚泥処理施設と同等以上の施設規模がある汚泥処理施設に対しての維持管理業務委託受注実績（件数）

イ 辻堂浄化センター汚泥処理施設と同等以上の施設規模がある汚泥処理施設に対して元請けとして実施した工事受注実績（件数）

※ 焼却炉の工事を含むものに限る。

ウ 他の地方自治体における包括的民間業務委託受注実績（件数）

エ 下水道事業におけるストックマネジメント業務の実績（件数）

※ 施設規模や設備の種類は問わない。

例 健全度調査の実施を担当した件数

健全度を元にした工事实施提案をした件数 等

※件数については現在履行中のものを含む。

※辻堂浄化センター汚泥処理施設の規模については別途資料「対象施設の諸元資料」をご参照ください。

5 プレゼンテーション審査の評価項目の設定

次のとおり評価項目を設定する。なお審査基準及び配点は非公開とする。

(1) 会社要件

ア ISO 認証の取得状況

イ 受託者の経営状況

例 直近3事業年度における

自己資本比率、流動比率、経常利益率等

ウ 社会貢献度

例 障がい者の雇用実績、次世代育成支援活動実績等

- (2) 創意工夫による維持管理の効率化
- (3) 運転方法の創意工夫によるユーティリティ削減
- (4) 災害発生時における藤沢市への協力体制
- (5) 実施した工事（小規模修繕含む）に対する品質管理体制
- (6) 施設運営でリスクとなり得る項目のリスク回避
 - 例 産業廃棄物処理ルート of 複数確保
 - 災害発生時等の薬品購入代替ルートの提案 等
- (7) 施設から排出される廃棄物の再利用等の環境に配慮した取り組み
- (8) 電力使用量削減等の環境に配慮した取り組み
- (9) その他独自提案（新技術の活用・DX等の提案含む）

6 書類審査及びプレゼンテーション審査の評価項目の評価点

評価項目に対する評価点は次のとおり設定する。

- (1) 評価については A ランクから D ランクまでの 4 段階評価とする。評点の計算については次の計算のとおりとし、計算された評価点に端数が生じた場合は、小数点以下を四捨五入する。

【計算式】

各評価項目の配点 × 評価係数 = 評価点

- (2) 評価係数については次の表のとおりとする。

【評価項目の目安】		【評価係数】
A ランク	優れている等	= 1.0
B ランク	やや優れている等	= 0.7
C ランク	やや劣っている等	= 0.3
D ランク	劣っている、または、記述がない等	= 0.0

以上